

2020年
5月15日号

中国新型コロナ関連ニュース

「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の審理についての指導意見」 執筆者:野村 高志、張 翠萍、東城 聡

始めに

中国武漢市において 2020 年 1 月に新型コロナウイルス性肺炎感染症流行(以下「本件感染症流行」といいます。)が明らかになって以降、中国政府は、本件感染症を「伝染病防治法」¹の乙類伝染病とし、「国家突発公共衛生事件緊急対応案」²等に基づく 1 級「重大突発公共衛生事件」として、大規模な都市封鎖、外出・移動の制限を行ってきました。弊所が配信した 2 月 19 日付の中国ニューズレター³でも、本件感染症流行について中国を中心とした事象として情報をお伝えしましたが、その後、本件感染症流行は全世界に拡大しました。一方、中国においては、4 月 8 日に武漢市の都市封鎖も終了し、国内の各都市において、市中の各所における検温や QR コードでの行動確認等は続いているものの、ビジネスの動きは平常の状況に戻りつつあります。

中国共産党の最高意思決定機関である中央政治局常務委員会も、武漢市封鎖終了の翌日には「感染症流行の防止・抑制を堅持しつつ生産・生活の回復を加速」するとの重大談話を発表しました⁴。常態的な感染症流行の防止・抑制措置に努めながらも、眼目を経済活動の復興に移すことを明らかにする方針が示されています。

ただ実体としては、一部メディアで「有人没単」(ワーカーは戻ってきたが、注文がない)との言葉が使われているように、本件感染症流行の世界的な拡大が、中国の経済状況にも大きな影響を与えているといえます。本年第一四半期の中国 GDP も、統計が残っている中では初めて、四半期ベースでマイナスを記録しました。

このような状況下において、中国の最高人民法院は、さる 4 月 16 日に「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事

¹ 2013 年 6 月 29 日改正施行

² 2006 年 2 月 26 日施行

³ 「新型コロナウイルスに関する法務問題 Q&A-労務問題、取引契約(不可抗力)、業務運営、優遇・支援策-」(西村あさひ法律事務所 中国ニューズレター2020 年 2 月 19 日号)https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/china_200219.html

⁴ 人民網 2020 年 4 月 9 日記事 (<http://j.people.com.cn/n3/2020/0409/c94474-9677605.html>)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

件の法に基づく適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(一)⁵(以下「本件指導意見」といいます。)を发出了しました。

これまで上海市高级人民法院等の地方レベルでは、既に類似の指導意見が发出されてきました⁶。また、最高人民法院自身も、各レベルの人民法院による本件感染症流行に関わる案件の裁判・執行に対する指導を強化すべく、2020年2月14日において既に刑事、民事、行政、執行及び訴訟手続き等をカバーする通知⁷を发出していましたが、本件指導意見は、同通知をベースに社会的に関心度の最も高い民商事分野の法律適用問題にフォーカスするものとしての最初の指導意見となります。その内容は、本件感染症に関連する訴訟等の司法手続並びに契約の締結及び履行についての対応の方針が定められています。

その中でも、特に不可抗力や履行不能について規定した点は、契約紛争の処理に及ぼす実務的影響も大きく注目されます。(本件感染症流行下における不可抗力の問題については、弊所の3月19日付中国ニューズレター⁸でも詳述しており、併せてご参照頂けると幸いです。)

なお、本件指導意見は(一)とされており、本件感染症の影響の大きさに鑑みると、今後も更に指導意見が出されることが予想されます。

1. 内容

あくまで各地方の高级人民法院等に宛てた指導意見であるため、個別の項目について詳細な内容が規定されているわけではありませんが、ここで示されている内容が各レベルの人民法院が具体的な事案の解決を行う際の基本方針となるため、実務上重要な意味を持ちます。指導意見は、次の10項目から構成されています。

- 一. 司法サービスによる保障の役割の十分な発揮
- 二. 不可抗力の規則の正確な適用
- 三. 契約紛争事件の適切な審理
- 四. 労働紛争事件の処理
- 五. 懲罰的賠償の適用
- 六. 訴訟時効の停止
- 七. 訴訟期間の順延
- 八. 司法救済力の向上
- 九. 保全措置の柔軟な採用
- 十. 法律適用の統一性の保障

一については、裁判外紛争解決手段の活用や調停の推奨といった、各レベルの人民法院向けの指針が規定されています。

二及び三は、不可抗力、履行不能といった契約の権利義務の履行及び解除に関する重要な部分であり、**後に詳述します**。

四は、労働紛争について労働解除に関する規定を正確に適用するとし、例えば法による隔離された人員であること又は感染症流行が比較的深刻な地区から来たことのみを理由として労働解除をしてはならない旨を明確にしています。

五は、マスク、防護服及び消毒液等の防疫用品並びに食品及び薬品の生産及び販売に関して、消費者保護関連法の違反があった場合に、懲罰的賠償(実際に生じた損害額を越える賠償を認めることで、行為者に懲罰的效果を与えることを意図する賠償制度)を認めることを明らかにしています。但し、懲罰的賠償は消費者保護関連法の各条項で既に規定されているものであり、本件指導意見で新たに懲罰的賠償を認める趣旨ではありません。

六は、訴訟時効期間の最後の6ヶ月において、ちょうど本件感染症流行又は本件感染症流行の防止・抑制措置により請求権を行使できなかった場合に、不可抗力を理由とする訴訟時効の停止の主張を認める旨を明らかにしています。

⁵ 法発[2020]12号

⁶ 例として、2020年2月8日上海市高级人民法院「審判機能作用を十分に発揮し、法に基づく感染症流行の防止・抑制のために司法サービス及び保障を提供することに関する指導意見」

⁷ 「中央全面依法治国委員会第3回会議精神を真剣に貫徹して実行し、新型コロナウイルス性肺炎感染症流行の防止・抑制期間における審判・執行業務を確実に良く実施することに関する通知」

⁸ 「新型コロナウイルスの感染症流行から順次生じる五つの論点(隔離措置→労使関係・家賃減免→不可抗力→撤退等)」(西村あさひ法律事務所中国ニューズレター2020年3月19日号) https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/china_200319.html

七は、本件感染症を理由とする、民事訴訟法で決められた期間の順延について、感染症流行の局面及び提供された証拠に依拠して総合考慮のうえ決定することの他、本件感染症を理由とした隔離によって訴訟期間が満了してしまった場合において期間の順延を認めるといった方針を明らかにしています。

八及び九は、司法的救済の利用を容易にするための方針を定めています。具体的には、訴訟費用の減免や納付猶予を行い、柔軟な保全措置又は保全のための担保方法を採用することを推奨しています。

十は、法律適用の統一性を保障するための措置として、専門裁判官会議及び裁判委員会の役割発揮や典型裁判例の公表等による下級人民法院に対する指導強化等を挙げています。今後、典型裁判例の公表を引き続き注視する必要があります。

2. 不可抗力及び契約紛争事件の処理について

(1) 本件指導意見第二項の内容

本件指導意見第二項は、不可抗力の規則を正確に適用することを求めています。

本件感染症流行又は感染症流行の防止・抑制措置の、**直接**の影響を受けて生じた民事紛争について、不可抗力の法定要件を当てはめるに際しては、民法総則⁹第 180 条並びに契約法¹⁰第 117 条及び第 118 条を適用することを求めています。

ここで引用されている不可抗力に関する条文の内容も、次のとおりご紹介いたします。**下記の各条文には無い「直接の」という文言が本件指導意見に置かれているのは、感染症流行の防止・抑制措置等とは関連の薄い事案における不可抗力の主張は認めないものとして、濫用的な主張を抑制する趣旨ではないかと考えられます。**

民法総則第 180 条

「不可抗力によって民事上の義務を履行できない場合には、民事上の責任を負わない。法律が別途規定する場合には、その規定による。不可抗力とは予見できず、避けることができず、かつ、克服できない客観的状況をいう。」

契約法第 117 条

「不可抗力によって契約を履行できない場合には、不可抗力の影響によって、一部又は全部の責任を免除する。但し、法律が別途規定する場合はこの限りではない。当事者が履行を遅延した後不可抗力が発生した場合には責任は免除できない。この法律でいう不可抗力とは予見できず、避けることができず、かつ、克服できない客観的状況をいう。」

契約法第 118 条

「当事者の一方が不可抗力によって契約を履行できない場合には、相手方に与える損失を軽減するため、遅滞なく相手方に通知しなければならない。かつ、合理的期間内に証明を提供しなければならない」

本件指導意見においては、更に、不可抗力を理由として一部又は全部の責任免除を主張する場合に、不可抗力が民事義務の一部又は全部の履行不能に**直接**至らしめた事実、つまり直接的な因果関係の存在を、不可抗力を主張する側が立証しなければならないことが規定されています。後述のとおり、前回の SARS の際には、感染症を理由とした不可抗力の主張が出される契約紛争が多数生じたため、感染症によって直接に履行不能が生じたという因果関係を主張者の側が立証することを明確にし、濫用的な主張がなされることを抑制する狙いがあると思われます。

(2) 本件指導意見第三項の内容

契約義務の履行が本件感染症流行及びその防止・抑制措置によって、①履行不能になった場合、②履行困難になった場合、及び③政府部門の手当・助成等を受けている場合についてそれぞれ規定しています。

前提として、本文でまず、地区、業種及び事件の内容を総合考慮し、感染症流行又はその防止・抑制措置と契約の履行不能との間の因果関係及び原因との関連性の大小¹¹を正確に検討することが求められています。

単に感染症流行やその防止・抑制措置があったというだけでなく、それがどのように履行不能や履行困難をもたらしたかの因果関係や、原因と結果の関連性の有無及び程度の検討を行うことが示されているといえます。

① 履行不能の場合

感染症流行やその防止・抑制措置が履行不能に**直接**至らしめた場合には、前述の不可抗力の規定が適用されたうえで、感染

⁹ 2017 年 10 月 1 日施行

¹⁰ 1999 年 10 月 1 日施行

¹¹ 原文では、「原因力」という用語が使われています。

症流行又はその防止・抑制措置の影響の度合いに基づき責任を一部又は全部免除するとされています。ここでも、履行不能との直接の因果関係が必要とされており、本件指導意見第二項と同様に、濫用的な履行不能の主張を抑制する趣旨と思われます。

また、履行不能や損失の拡大について帰責事由がある場合には、免除される責任の範囲が限定されることが規定されています。更に、契約法第 118 条の相手方の通知義務の履行についての立証責任も負わされています。

② 履行が困難である場合

当事者が感染症流行やその防止・抑制措置による契約の履行困難を理由として契約の解除を請求しても、人民法院はこれを支持しないことが明確にされています。但し、感染症流行やその防止・抑制措置により契約の目的が実現できなくなる場合には、契約解除は支持されます。

また、契約の継続履行が一方の当事者にとって明らかに不公平である場合に、契約内容の変更を請求したときは、人民法院は実情を考慮して決定するとされています。これは、『中華人民共和国契約法』の適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(二)¹²第 26 条の規定する、契約が成立した後の客観的状況における契約変更の規定(事情変更の原則)を再確認したものであり、感染症流行やその防止・抑制措置による影響が必然的に不可抗力と判断されるものではない趣旨を明確にするものと思われます。また、この契約変更をした後には、更に責任免除を主張することができないことも明確にされています。

③ 政府による手当・助成等を受けた場合

政府部門の手当・助成若しくは公租公課の減免又は他人の資金援助若しくは債務の減免等を受けたといった事情は、契約継続を判断する際の要素とする旨規定されています。こうした支援の存在は、契約継続が可能という判断にプラスに働く要素となると思われます。

(3)SARS の際の指導意見との比較

本件指導意見と同様の最高人民法院の指導意見¹³が、SARS が蔓延した 2004 年に出されています(以下「SARS 時指導意見」といいます。)。この指導意見では、上述の本件指導意見の第二項及び第三項にあたる内容について、非常に簡単な規定しかありませんでした。

第三項(3)

「SARS 感染症流行の原因によって、原契約に基づいて履行することが一方当事者の権利利益に対して重大な影響を与える契約紛争案件は、具体的な事情に基づいて公平原則を適用して処理する。」

第三項後段

「政府及び関連部門が SARS 感染症流行を防止・抑制するために採用した行政措置が契約を履行不能に直接至らしめた場合、又は SARS 感染症流行の影響が契約当事者の履行を全く不能にせしめたことによって生じた紛争は、『中華人民共和国契約法』第 117 条及び第 118 条の規定に基づいて適切に処理をする。」

当時「SARS」を理由として不可抗力や履行不能を主張する契約紛争が多発しました。しかし実際の訴訟の審理では、前回のニューズレター¹⁴で紹介したように、感染症流行と履行不能との間の具体的な関係を、証拠に基づいて判断する事案が多くみられました。

例えば、不可抗力による家賃免除を主張する裁判例では、営業停止にされる前の家賃までは免除されないと細かな事実認定がされています¹⁵。類似の事案として、営業期間を停止した期間についてこの期間の家賃の免除を求めることは合理的であるとして、2ヶ月の賃金の控除を認めた裁判例¹⁶等が挙げられます。

他にも、第一審では、ディベロッパーが不動産の引き渡し義務の履行を遅延したものの、SARS 時指導意見を根拠として、履行遅滞の損害賠償義務を半分と判断した事案において、控訴審では、契約締結は 2003 年 6 月であって既に SARS の感染症が流

¹² 2009 年 5 月 13 日施行

¹³ 伝染性 SARS 型肺炎防止・抑制期間における法に基づく人民法院の関連審判・執行業務のよい実施に関する最高人民法院の通知(法【2003】72 号)、2013 年 4 月 8 日廃止

¹⁴ 前述の 3 月 19 日付中国ニューズレター参照 https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/china_200319.html

¹⁵ (2004) 沪一中民二(民)終字第 32 号 2004 年 4 月 9 日判決

¹⁶ (2018) 魯 06 民終 268 号 2018 年 3 月 13 日判決

行を開始しており、当該感染症による影響は予見できたとして、原審の判断を取り消した裁判例があります¹⁷。

更に、新型コロナウイルス性肺炎感染症流行を理由とする民事紛争案件の典型裁判例については、既に中国国家裁判官学院及び最高人民法院司法裁判例研究院の共同編集の「中国法院 2020 年度裁判例」において 1 回目の精選裁判例として取り上げられて公表されています¹⁸。同裁判例は、同じく建物賃貸借契約に基づく賃料の支払遅延に係る事案ですが、裁判所は、賃借人が賃料の支払を遅延したときは新型コロナウイルス性肺炎がまだ流行していないことを指摘して、同感染症の流行を理由とする責任免除の主張を否定しています。また、同裁判所は、新型コロナウイルス性肺炎を不可抗力として、契約解除の免責事由を構成するか否かの判断は、建物の用途、契約期間、履行状況、感染症流行による影響の度合い及び因果関係等と関係しており、不可抗力が契約を履行不能に直接至らしめ、契約目的が実現不能である状況においてのみ、賃借人が残りの賃貸期間の賃料の免除を請求する権利を有する等の見解を示しています。ここでも「契約を履行不能に直接至らしめた」という基準が示されており、本件指導意見第二項の「直接」の文言と同様に感染症流行の防止・抑制措置等とは関連の薄い事案において不可抗力の主張を抑制しようとする考えが反映されていると思料します。

(4)小括

こうした SARS 時指導意見と本件指導意見と比較しても、本件指導意見は不可抗力や履行不能の主張に対しては、具体的な主張や証拠に基づいて抑制的に認容しようとの姿勢が窺われるように思われます。今後の人民法院の審理において、単に感染症流行又はその防止・抑制措置があったと主張しただけで不可抗力や履行不能を容易に認めるのではなく、具体的に感染症流行又はその防止・抑制措置によってどのような影響を受けて履行ができなかったのか、及びその影響の度合いの程度に関する主張・立証が非常に重要になってくることが想定されます。特に不可抗力の主張に対しては、「感染症流行又はその防止・抑制措置が契約を履行不能に直接至らしめた」という視点を持つことは、主張する側又はされる側のいずれであっても欠かせないと思われます。

3. 今後の考えられる展開

上述のとおり、SARS の際も、感染症流行及びその防止・抑制措置を契約の履行の遅延や不能の理由とする紛争が多発しました。

今後、中国の工場から部品や完成品を購入している日本の企業が、中国の企業に対して履行遅延や履行不能について責任を追及すると、これに対して本件感染症等を理由としたエクスキューズを受け、紛争に至るケースが現れると思われます。

まずは、契約解釈の根拠となる準拠法が、どこの国の法律であるかを確認することが必要です¹⁹。そして仮に中国法に準拠する場合、前述のように本件指導意見では、単に本件感染症があったというだけで不可抗力や履行不能を認めてはならず、因果関係や影響の程度を重視するという点を踏まえて、反論・反証を行うことが考えられます。

逆に、こうした主張を行う側となる場合には、因果関係や影響の程度についての証拠となるデータ等について、紛争が顕在化する前から意図的に収集・保存するよう心がけることが推奨されます。

以上

¹⁷ (2005)瀋民(2)房終字第 1060 号 2005 年 10 月 13 日判決

¹⁸ https://www.sohu.com/a/389690249_120025315 参照。四番目に紹介されている民事案件。

¹⁹ 中国の会社を仮に訴追した場合には、中国の裁判所は、涉外民事関係法律適用法(主席令 36 号)を根拠に準拠法を判断することが予想されます。同法第 41 条は双方が契約で準拠法を選択しているかどうかをまずみます。準拠法が選択されていない場合には、義務の履行によって当該契約の特徴を最も良く具現しうる一方当事者の常居住地の法律又は当該契約と最も密接な関係を有する法律を適用するとしています。売買契約であれば、目的物の給付義務を負う売主、つまり中国企業の設立登記地である中国の法律とされる可能性が比較的高いように思われます。なお、相手方が日本に財産があるため、日本の裁判所で訴追をするとしても、日本の裁判所が準拠法を判断する根拠となる「法の適用に関する通則法」(平成 18 年 6 月 21 日法律第 78 号)も同様の規定を置いており、やはり中国法を準拠法とされる可能性が比較的高いように思われます。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズブルックハウステリング法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



ちよう すいひょう
張 翠萍

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
c_zhang@jurists.co.jp

2004年中国律師登録、2011年外国法事務所弁護士(中国法)登録。1999-2010年8月、糸賀・曾我法律事務所等を経て、中倫律師事務所にてパートナーを務め、2010年9月より現職。中国対外経済貿易大学国際戦略投資研究センター専門家顧問委員会委員等を務める。

日中間の投資・M&A、企業法務、労働法務、クロスボーダー取引法務、事業再生/倒産、契約交渉及び紛争解決、不動産開発及び医療・医薬分野等を主な業務分野としている。

主要著作に「中国における訪問販売の事業展開について～日系企業初のライセンス取得も踏まえて～」(国際商事法務 Vol.42 No.9(2014年9月号))、「アジア進出・撤退の労務-各国の労働法制を踏まえて」(中央経済社 2017年6月発行)、「個人情報保護法制と実務対応」(商事法務 2017年12月発行)等多数。



とうじょう さとし
東城 聡

西村あさひ法律事務所 弁護士
sa_tojo@jurists.co.jp

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレイクモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。

* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eap@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@jurists.jp